

参照条文

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（隊員の採用）

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては、能力。第三十七条において同じ。）を有するかどうかを判定することをもつてその目的とする。

一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能力

二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る官職についての適性

3 第一項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

○自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）（抄）

（隊員の採用）

第二十一条 自衛官（法第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第七条第一項第一号又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第七条第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官（第二十四条第四項及び第五十九条において「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。

2 （略）

（試験の方法）

第二十二条 隊員の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。

2・3 （略）

（身体検査）

第二十七条 自衛官及び自衛官候補生の身体検査においては、次の各号に

定める基準に該当する者をもつてその合格者とする。

- 一 身長が百五十五センチメートル以上であること。
 - 二 体重が四十七キログラム以上であつて身長との均衡を失っていないこと。
 - 三 胸囲が身長との均衡を失っていないこと。
 - 四 両眼の裸眼視力が〇・六以上、両眼の裸眼視力が〇・一以上で矯正視力が〇・八以上又は両眼の裸眼視力が〇・一未満であつて両眼の矯正視力がプラスマイナス八・〇ジオプトリーを超えない範囲の屈折度のレンズによつて〇・八以上であること。
 - 五 弁色力がおおむね完全であること。
 - 六 聴力が正常であること。
 - 七 環境の変化に堪え、共同生活を行いうる適性のある者であること。
 - 八 体く完全、身体強健で伝染性疾患、慢性疾患、奇形、四肢関節障害等の異常がないこと。
 - 九 前各号のほか、防衛大臣の定める基準
- 2 前項の基準によることが適当でない自衛官及び自衛官候補生についての身体検査においては、別に防衛大臣が定める基準に該当する者をもつてその合格者とする。

○行政手続法（平成5年法律88号）（抄）

（審査基準）

第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2・3 （略）

○自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）（抄）

（採用）

第1条 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）の採用は、この訓令の定めるところにより行う身体検査に合格した者でなければこれをしてはならない。

（身体検査合格の基準）

第4条 身体検査においては、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める基準に該当する者を合格者とする。

（1）・（2） （略）

（3） 航空機操縦員たる自衛官

航空身体検査に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 1 号）第 3 条
に定める操縦要員に対する検査甲の基準